

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人 Civic Force と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、自然災害等人道支援活動を迅速でかつ効果的に実施することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 大規模災害時における支援実施とそのためのNPO/NGO・企業・政府との連携体制構築
  - (2) 災害時支援活動に関する研究等
  - (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員になった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをしなければならない。

- 2 入社は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を本人に通知するものとする。

(経 費 の 負 担)

第 7 条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社

員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、理事会にて別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

## 第 4 章 社 員 総 会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員でもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第 14 条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決 権)

- 第 16 条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第 17 条 社員総会の決議は、議決権有する社員の過半数が出席し、議決権の過半数でもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代 理)

- 第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては当該社員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

- 第 19 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表

示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員 (役員 の 設置)

第 21 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員 の 選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議でもって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就

任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報 酬 等)

第 27 条 理事に及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 33 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異論を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 34 条 理事が理事または監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第 9 1 条 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議 事 録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第39条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
- 2 「公益認定法」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
  - 3 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解 散)

- 第40条 当法人は、「一般社団・財団法人法」第202条第1項の第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第41条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定法の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第5号17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (設 置)

- 第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第47条 当定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第13章 附則

(設立時の社員の氏名または名称及び住所)

第48条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

広島県福山市新涯町五丁目31番36号ラグジュアリ新涯B102  
大西 健 丞

埼玉県朝霞市三原二丁目16番13-D-501号  
根木 佳 織

山梨県甲府市小瀬町102番地9-501  
松田 憲

(設立時の理事)

第 49 条 当法人の設立の登記日現在の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事                      大 西   健 丞

設立時代表理事                大 西   健 丞

2022 年 11 月 21 日	改定
2015 年 4 月 27 日	改定
2012 年 6 月 5 日	改定
2011 年 6 月 11 日	改定
2009 年 12 月 25 日	公益法人認定
2009 年 3 月 24 日	改定
2009 年 1 月 29 日	一般社団法人設立